令和元年度［１２１７］ 生徒指導実践講座実施要項

～学級集団づくりと生徒指導の視点から積極的な生徒指導について考える～

島根県教育委員会

１　目　的　　生徒指導の専門的知識や実践的技能を得るとともに、生徒指導を基盤とした児童生徒理解や組織的な校内体制づくりを推進できるように指導力の向上を図る。

２　主　催　　島根県教育委員会

３　主　管　　教育指導課子ども安全支援室

４　会場・開催期日等

区分	期日	会場	所管教育事務所
東部会場【松江】	８月１日（木）	くにびきメッセ　601大会議室 （松江市学園南1-2-1）	松江・出雲・隠岐
西部会場【浜田】	８月２日（金）	浜田合同庁舎　大会議室 （浜田市片庭町254）	浜田・益田

５　受講者

県内の市町村立学校、県立学校の教員で生徒指導の専門的知識や実践的技能を得ようとする希望者

※　受講者は、松江会場８０名程度、浜田会場７０名程度を対象としています。

６　日　程

9:00 9:20 9:30　　12:00 13:00　　16:00 16:10

受付	開講式	講義・演習Ⅰ	休憩	講義・演習Ⅱ 午前中の続き	振り返り

７　内容・講師

（１）講義・演習　　「教えること、育てること、そして、愛すること
～学級集団づくりと生徒指導の視点から～」
愛媛大学名誉教授　　平松　義樹

（２）振り返り

８　携行するもの

印章（出席簿押印用）、名札（学校名、氏名がわかるもの）
生徒指導提要〈文部科学省　平成２２年３月〉

９　その他

（１）本研修は昨年度の「生徒指導実践研修」を「生徒指導実践講座」に名称変更したものです。

（２）研修の意義については、本研修の構想（別添）を御参照ください。

（３）旅費について
・市町村立学校の職員の出席に係る旅費は、一般旅費（学校配分）です。
・県立学校の職員の出席に係る旅費は、教職員旅費（指定研修分）です。

（４）遅刻・早退・欠席の場合は研修担当者に連絡をお願いします。なお、欠席の場合は島根県教育センターＨＰにある欠席届（様式第１号）による手続きを行ってください。

（５）各会場の駐車場には限りがあり駐車できない場合もあります。できるだけ公共交通機関を利用願います。

（６）５月から 10 月末まで、研修担当職員はノーネクタイ等の軽装で勤務していますのでご理解を願います。

（７）この研修についての問い合わせは、下記研修担当者まで連絡ください。

島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室
担当　指導主事　　谷　　徹
TEL　0852-22-6065　　FAX 0852-22-6265
e-mail：tani-toru@edu.pref.shimane.jp

【別添】

生徒指導実践講座の構想

（平成30年度～3カ年）

教育指導課子ども安全支援室

生徒指導の追求テーマ

学校教育において基盤となる積極的な生徒指導の推進

テーマ設定の背景

- 児童生徒を取り巻く環境は、グローバル化による社会の多様化と急速な情報化・技術革新が進行している。また、いじめの問題や不登校、児童虐待、子どもの貧困等、学校が抱える諸課題についても要因は複雑かつ多様化している。学級担任や一部の教職員のみで課題を抱え込むことは、早期発見、早期対応を妨げるだけでなく、一部の教職員への多大な負担を強いることになる恐れがある。
- 学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義を持つ。学習指導は生徒指導を基盤として一体的に成り立つものである。授業を通して教員と児童生徒、児童生徒同士の関係を築いていくことを、毎日意図的に行うことで、教科のねらいを達成すること、さらに一人一人の児童生徒にとって自分の居場所や自己存在感を実感する場となり得る。
- 島根県の生徒指導推進の重点としては、「不登校対策の充実」、「いじめの問題への対応」、「積極的な生徒指導の推進」の3点をあげている。生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、学校の教育活動全般において働く機能として捉える必要がある。生徒指導はすべての児童生徒を対象とするものであり、学級経営、日々の授業、児童生徒理解において、「生徒指導の3つの視点」を生かした積極的な生徒指導の取組が効果的である。

※生徒指導の3つの視点・・・「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的人間関係を育てる」

研修計画

H31年度

- 1年目　「特別支援教育と生徒指導」の視点から
- 2年目　講師　：　国立特別支援教育総合研究所　横山貢一　総括研究員
  「学級集団づくりと生徒指導」の視点から
- 3年目　講師　：　愛媛大学　平松義樹　名誉教授
  「授業における生徒指導」の視点から

受講者について

- 東部会場：80名程度　　西部会場：70名程度
- 生徒指導の専門的知識や実践的技能を得ようとする希望者を参加者とする。1校から複数名の参加も可能とする。生徒指導主任・主事でなくても可能とする。
- 各年度毎に希望をとり、受講者を決定する。
- 単年度の参加でも可能とする。